

事 調 第 6 1 1 号
令和3年(2021年)10月12日

各（総合）振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

快適トイレの導入に関する試行について（通知）

近年、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。

このため、女性のみならず、建設現場の男女ともに働きやすい職場環境へと改善することにより、担い手確保・育成を寄与することを目的に、現場環境（快適トイレ）の整備を促進する工事を積算基準日が令和3年12月21日以降の工事から次のとおり試行することとしたので、事務を適切に行ってください。

なお、これに伴い「女性も働きやすい現場環境の整備を促進する工事の試行について」（令和元年10月18日付け事調第819号）は廃止します。

記

1 対象工事

全ての工事を対象とする。ただし、工場製作のみの工事は除く。

2 試行工事の内容

本試行は、現場環境の整備を促進するため、快適トイレを設置する場合に、契約締結後に受発注者協議の上、設計変更において必要な経費を計上する。

3 快適トイレの設置

- (1) 標準仕様と付属品を満たすトイレを男女別で各1台設置することを標準とする。
- (2) 当該施設の設置はリース品を対象とする。ただし、付属品については購入品も対象とする。

4 快適トイレの仕様と付属品

快適トイレとは、次の(1)及び(2)の各項目を全て満たすものとする。なお、(3)については、備えていればより快適になるので設置について検討すること。

(1) 快適トイレに求める標準仕様

- 1) 洋式便座
- 2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- 3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- 4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- 5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- 6) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場機能

- (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品
 - 1) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - 2) 入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
 - 3) サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)
 - 4) 鏡付きの洗面台
 - 5) 便座除菌シート等の衛生用品
- (3) 推奨する仕様・付属品
 - 1) 室内寸法 900×900mm 以上 (半畳程度以上)
 - 2) 擬音装置
 - 3) 着替え台
 - 4) 臭気対策機能の多重化
 - 5) 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - 6) 小物置き場 (トイレットペーパー予備置き場等)

5 契約手続き等

(1) 特記仕様書の記載

本試行を適用する工事にあっては、特記仕様書に明示し入札参加者へ周知すること。

(2) 適用及び提出

第1回打合せ時に現場条件等を踏まえて快適トイレの設置について、受発注者間で協議するものとし、設置を希望する場合は、施工計画書へ記載するものとする。

(3) 確認方法

受注者は、快適トイレに係る証明書類 (支払い書類等) の写しを工事完成日の 20 日前までに工事監督員に提出することとし、工事監督員は内容の確認を行い、必要に応じて設計変更を行うものとする。

6 入札公告等への記載について

以下に記載例を示す。

(入札公告等記載例)

1 入札に付する事項

() 本工事は、男女とも働きやすい現場環境 (快適トイレ) の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(入札説明書記載例)

1 入札に付する事項

() 本工事は、男女とも働きやすい現場環境 (快適トイレ) の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

7 積算方法等

- (1) 現場環境の整備に必要な費用は、施設の賃料（基本料、管理料、補償料を含む）が含まれ、共通仮設費（営繕費）に積上げ計上する。
- (2) 快適トイレの費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額^{※1}」を共通仮設費（営繕費積上分）^{※2}に設計変更にて計上する。
※1：実際にかかる費用から 10,000 円／基・月（従来品）を除いた額
※2：建築工事にあつては、共通仮設費（工事施設費）に積上げるものとする
- (3) 男女別で 1 台ずつ計 2 台まで計上できるものとする。（102,000 円／2 基・月が上限）
- (4) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1 ハウスで 102,000 円／基・月を上限まで計上可能する。
- (5) 運搬・設置撤去費用、汚物処理費、水道・電力料金は共通仮設費の率の計上分に含まれるものとする。

調整係
設計積算係

快適トイレの留意事項について

- 快適トイレの費用は51,000円/基・月を上限額とする。
- 男女別で1台ずつ計2台まで計上可能とする。(102,000円/2基/月が上限)
- ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限額とし計上可能とする。
- 計上費用は税抜き価格とし、「積算上の差額」と「51,000円/基・月」の比較を行い、どちらか安い方を計上する。※積算上の差額とは実際にかかった費用から10,000円を除いた額

【具体的な計上方法例】

条件① 支出実態が月額単価×月数の場合

- (1) 実際に導入した快適トイレ費用：70,000円/基・月の場合（積算上の差額60,000円）
積算で計上する費用：51,000円/基・月（70,000－10,000＝60,000≧51,000）
- (2) 実際に導入した快適トイレ費用：40,000円/基・月の場合（積算上の差額30,000円）
積算で計上する費用：30,000円/基・月（40,000－10,000＝30,000≦51,000）
- (3) 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体ハウス：100,000円/基・月の場合（積算上の差額80,000円）
積算で計上する費用：80,000円/基・月（100,000－20,000＝80,000≦102,000）
- (4) 実際に導入した快適トイレ費用
男女別一体ハウス：200,000円/基・月の場合（積算上の差額180,000円）
積算で計上する費用：102,000円/基・月（200,000－20,000＝180,000≧102,000）

条件② 支出実態が日額単価×日数の場合

リース期間の日数を30.4日/月で除し（小数第2位を四捨五入し、小数第1位止め）、月数に換算した月額単価を算出

- 実際に導入した快適トイレ費用：2,000円/基・日の場合（リース期間100日）
 $2,000 \text{円/基・日} \times 100 \text{日} = 200,000 \text{円}$
 $200,000 \text{円} / (100 \text{日} / 30.4 \text{日/月} = 3.3 \text{月}) = 60,606 \text{円} \approx 60,600 \text{円}$ （有効桁3桁）
 $60,600 \text{円} - 10,000 \text{円} = 50,600 \text{円} \leq 51,000 \text{円}$
 積算で計上する額：50,600円×3.3月＝166,980円/基

条件③ 支出内訳に基本料金等の一式単価がある場合

基本料金等を月数（支出実態が日数の場合は日数を月数に換算した月数）で除し、月額単価（支出実態が日額単価の場合は日額単価を月額に換算した額）に加算し、10,000円（従来品）を減じた額。